

国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）の概要に係る意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見の内容と市の見解・対応

実施期間：令和4年8月1日(月)～同月21日（日）

集計結果：意見提出者 2名 / 意見の数 27件

No.	項目		意見の内容	市の見解・対応	反映等
1	全体	個人情報保護の基本方針	<p>かつて先進的だった国立市の個人情報保護条例を廃止し、改正個人情報保護法に基づいた新条例を制定するに当たって、これまでの個人情報保護の質を低めず、市民・事業者・行政は協力してこれに務める必要があります。現在も今後も、国立市の行政の中にこのような姿勢があることは十分に読み取れますが、このような新条例作成にあたっての基本方針をここは成文化して、条例前文などとしてうたうべきではないでしょうか。</p> <p>ちなみに世田谷区の個人情報保護審議会では、新たな個人情報保護制度を構築する上で、下記のような基本方針を2022年4月に定めています。</p> <p>1.世田谷区はこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保護施策を維持・発展させるよう努めること。</p> <p>2.区が扱う個人情報は、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努めること。</p> <p>3.行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度が有効であることを確認し、情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこと。</p>	<p>新条例制定における市の方針は、これまでの国立市における個人情報保護に係る取組の経過を踏まえて、現行の国立市個人情報保護条例に定める制度について不適合な部分を見直した上で必要な制度を存続させることにより、個人情報の適切な取扱いを確保し、行政のデジタル化が進展する中において個人情報の保護を図ることとしています。</p> <p>これまでの経緯等を踏まえた個人情報保護に係る市の基本的な方針については、法施行条例という条例の性質上（下記No.3参照）、条例の前文に規定することは予定していませんが、別途市の基本的な方針を定めることについては、今後、国立市情報公開及び個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）の意見を聴きながら、検討を進めてまいります。</p>	一部反映
2	全体	前文	<p>市民、職員、議会が協力して発展させてきた、これまでの個人情報法保護施策を可能な限り継承していこうという工夫と姿勢が見られ、高く評価したい。</p> <p>国立市が全国に先駆けて電子計算機に関わる個人情報保護に関する条例を制定し、先進的な個人情報保護施策を進めてきた姿勢を、人権・平和基本条例や女性・男性・多様な性の平等条例、情報セキュリティに関する規則のように、前文に記してはどうか。</p> <p>やや古くなるが、かつて審議会（石川会長）が条例改正を答申した際の答申書（2002年11月6日、国情議発第92号）の「1. 諮問の背景」、『個人情報保護事務の手引き』（2004年3月）の「はじめに」の文章（総務部情報管理課）は、客観的な情勢と市の基本姿勢を的確に記している。</p>		
3	条例の題名		<p><条例名称は「個人情報保護条例」に></p> <p>本来、国と自治体は対等の関係であるはずですが、ところ、「施行条例」という名称には国基準に一本化されるかのように受け取れ、個人情報保護に関する国立市のこれまでの取組みも希薄化される印象があります。個人情報保護の質を少しでも後退させないよう、条例名称は個人情報保護条例とし、市民の個人情報を守る姿勢を明確に示して頂きたいです。</p>	<p>a.新条例の題名について</p> <p>今回制定する条例は、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」といいます。）の施行に必要な事項を定めるとともに、市が独自で定めることができる内容もあくまで改正法で許容される範囲内となるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を施行するために制定する条例となります。このような条例の性質を表す題名</p>	

No.	項目		意見の内容	市の見解・対応	反映等
4	条例の 題名		<p>現行個人情報保護条例を廃止して、法律の施行条例をつくるというのは、国に先駆けて進めてきた国立市の個人情報保護施策が国の支配統制下に置かれるようで、納得いかない。</p> <p>そもそも法律の施行条例は、国立市では行政不服審査法施行条例（2016年）しか前例がない。しかも行政不服審査法施行条例は国の自治体統制を拡大するものではなく、むしろ国民の権利と自治体の責任を拡大するものである。</p> <p>改正個人情報保護法には、条例の名称について規定されていない。条文に法律の施行に関する規定を置くとしても、現行条例を廃止して新たに法施行条例を制定（リセット）するのではなく、現行条例の改正で対応してはどうか。現に、横浜市や鳥取県、高知市などは法施行条例制定ではなく、現行条例の改正で対応しようとしている。</p> <p>あるいは、改正部分が多いため廃止制定の手法を取るとしても、逗子市や厚木市のように、新条例の名称を「個人情報の保護に関する条例」とすることを検討してはどうか。</p>	<p>としては、「法施行条例」が適切であると考えます。「法施行条例」という題名にはありませんが、改正法の規定の範囲内で、市の独自の保護措置を規定し、個人情報の保護を図っていきたいと考えています。</p> <p>b.現行条例の廃止について</p> <p>個人情報の保護について、これまで国立市では条例制定を含めて先進的に取り組んできたという歴史がありますが、今回の個人情報保護法の改正により地方公共団体における個人情報保護制度の枠組みが抜本的に変更され、個人情報保護法が地方公共団体に直接適用されることとなります。この抜本的な変更に伴い、条例の位置付けが大きく変更になることから、現行条例は廃止することが適切であると判断しました。</p>	
5	(2) 概要 p.1	No.1 趣 旨	<p>条項の見出しは、「趣旨」ではなく「目的」としてほしい。</p> <p>内容については、あまりに現行条例の第1条「目的」から後退しているのではないか。</p> <p>「個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）」9-1-1では、法の目的や規範に反することがなく事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない限りにおいて、基本理念や事業者・市民の責務など独自の理念規定を設けることは妨げられないとしている。「…に関し必要な事項を定めるものとする。」で終えるのではなく、「必要な事項を定めるとともに、自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図り、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。」としてはどうか。</p> <p>あるいは、鳥取県個人情報保護条例改正案（「…事項を定めるとともに、個人情報等の保護に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、及び施策の基本となる事項を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益等の保護を図ることを目的とする。」）のように、基本理念を定めることを「目的」条項に入れた上で、条をあらためて基本理念について明記してはどうか。</p>	<p>個人情報保護法の目的は改正法第1条（目的）に規定されていること、また、上記No.3・4のとおり新条例は個人情報保護法を施行するための条例であることから、「目的規定」ではなく、個人情報保護法の施行に関し必要な事項を定めるとする「趣旨規定」とすることが適切であると考えます。</p> <p>市独自の理念規定としては、別途、責務規定（市の機関の責務、事業者の責務、市民等の責務）を設け、市の機関の責務規定において、現行条例第1条の「自己の個人情報を管理する権利を保障」と同様の内容を規定する予定です。</p> <p>なお、改正法第1条（目的）に「個人の権利利益を保護」「デジタル社会の進展」「個人情報の適正な取扱い」「行政機関等の～適正かつ円滑な運営」について規定されています。</p>	

No.	項目	意見の内容	市の見解・対応	反映等
6	(2) 概要 p.1 No.3 市の 機関の責 務	「自己を本人とする個人情報」という用語は一般に馴染みがない。「生存する個人本人に関する情報」という意味（対義語は、遺族や相続人にとっての「死者を本人とする個人情報」）と思われるが、現行条例と同様、「（以下「自己情報」という。）」と入れてはどうか。 「…管理する権利」とはいわゆる「自己情報コントロール権」と思われるが、現行条例の「…の開示を求める者の権利」とはどう違うか？（「…管理する権利」の方がよい）	a.「自己を本人とする個人情報」という表現は、いわゆる「自己情報の開示請求権」を定めた改正法第76条の「自己を本人とする保有個人情報」という規定を参考にしています（法の表現との統一性を考慮）。なお、後続の条文で使用するため、略称として「（第〇条において「自己情報」という。）」と入れることを予定しています。 b.「…管理する権利」とは、いわゆる「自己情報コントロール権」を指します。現行条例では、第1条（目的規定）に「自己の個人情報を管理する権利を保障」と規定されていましたが、上記No.5のとおり新条例第1条を趣旨規定とするため、「…管理する権利」については市の機関の責務規定の中に規定する予定です。 c.現行条例の「…の開示を求める者の権利」は、「自己情報の開示請求権」であって、「自己情報コントロール権」の一部であると解しています。「自己情報の開示請求権」については、改正法第76条で保障されているため、条例で規定しないこととし、上記bも踏まえて、より広い意味である「…管理する権利」としました。	
7	(2) 概要 p.2 No.6 条 例要配慮個 人情報	<要配慮個人情報を削減しないで> 「素案の概要」の6「条理用配慮個人情報」で、国立市独自の規定として「本人の性的指向又は性自認に関する条項」が上乗せ規定として新条例に規定ことは歓迎します。しかし、旧条例では、「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実ほか」という人権上極めて基本的な規定は定められていますが、新条例には削られるのは残念です。削られた部分は、国立市の精神・方針・施策が表現されていたので、復活を望みます。	現行条例第7条第2項第1号及び第2号に規定されている「思想、信条、宗教」「人種、民族、犯罪歴」は、改正法に規定する「要配慮個人情報」に含まれています。 ・「信条」「人種」「犯罪歴」…改正法第2条第3項に規定 ・「思想」…「信条」に含まれる（事務対応ガイド（※1））。 ・「宗教」…「信条」に「信仰」が含まれる（事務対応ガイド）。 ・「民族」…「人種」に民族的出身が含まれる（事務対応ガイド）。 「条例要配慮個人情報」は、改正法に規定する「要配慮個人情報を除く。」とされているため（改正法第60条第5項）、「要配慮個人情報」に含まれる項目を「条例要配慮個人情報」として規定することはできません。 ※1「事務対応ガイド」…「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（個人情報保護委員会（※2）事務局） ※2 「個人情報保護委員会」…独立行政委員会（内閣府の外局）	

No.	項目	意見の内容	市の見解・対応	反映等
8	(2) 概要 p.2 No.6 条 例要配慮個人情報	要配慮個人情報については、できる限り収集しないよう努めることを責務として条例に規定するとともに、その扱いについて条例において安全管理措置を整備してほしい。 「本人の性的指向又は性自認に関する事項を内容とする記述等」を条例要配慮情報として盛り込むことについては妥当と考える。 なお、条例要配慮個人情報を明記する場合は、新たに条項を起こさず、定義の条文に入れた方がすっきりするのではないか。 要配慮個人情報とは、現行条例第7条第2項第1号及び第2号に規定された、取扱いを原則禁止とする個人情報に対応しているが、特に第1号の「思想、信条、宗教その他内心の自由を侵害する原因となるおそれのある個人情報」（「信条」は法の要配慮個人情報に例示されている）は、条例要配慮個人情報とすべきである。 また、第2号に例示されている「民族」についても、多民族社会となりつつある国立市の特性に応じて、何らかの形で明記してほしい。	a.改正法の規律を超えて、条例で要配慮個人情報の取得や提供等に関する独自の規律を追加すること等は許容されないとされています。したがって、収集に関する規定は置きませんが、国立市での独自の保護措置として、新条例でも継続する「個人情報取扱業務登録簿」に、取り扱う要配慮個人情報・条例要配慮個人情報の項目を記載し、審議会に報告することを条例に規定する予定です。 b.条例要配慮個人情報の規定については、改正法の根拠規定を示すために、定義の条文ではなく、別の条に規定する予定です。 c.条例第7条第2項第1号及び第2号に規定された個人情報の項目については、上記No.7のとおりです。	
9	(2) 概要 p.2 No.7 個人 情報取扱 業務の登録 等	現行条例第6条の条項をそのまま残すということか？ そのまま残すのであれば、それが良いと思う。	基本的には、現行条例第6条の内容を維持する予定です。ただし、審議会への報告については、定期的な報告とすることを予定しています。また、現行条例にある登録の公表・閲覧については、公表の規定を継続する（ただし、一部の業務については公表の対象外とする。）予定です。公表の方法としては、現状を踏まえて効果的・効率的な方法を検討の上、閲覧に供することも含めて検討したいと考えています。	
10	(2) 概要 p.2 No.9 目 的外利用等 の届出等	現行条例第9条（利用及び提供の制限）第4項（本人通知）及び第5項（記録の閲覧）の内容を盛り込むべきではないか。	a.本人通知について 本人通知の可否について個人情報保護委員会に照会したところ、「個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについて、条例で独自の規定を定めることは許容されない」との回答を受けたため、規定することができません。 b.記録の閲覧について 現行と同様に、目的外利用等の届出書がその記録として保管されます。目的外利用等について公表の規定を継続する予定ですので、公表の方法として、閲覧に供することも含めて検討したいと考えています。	

No.	項目	意見の内容	市の見解・対応	反映等
11	(2) 概要 p.3 No.11 不開示情報	<p>②は、現行条例では本人からの自己情報開示請求があった場合は本人開示されていたものが、新たに（個人情報開示請求と同様に）不開示となるということか？</p> <p>であるならば、自己情報コントロール権の後退であり、反対である。</p> <p>特に、「行政上の取締り」「犯罪の（捜査でなく）予防」「公共安全の確保」という曖昧な基準によって本人に対してすら不開示とするのは、公権力の濫用につながる恐れがある。</p> <p>現行条例第14条第1項第4号で不開示とされる項目（「個人の生命、身体又は財産の保護、行政上の取締り若しくは犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある」）と、新条例の参考にされた情報公開条例第6条第1項第5号で不開示とされる項目（「行政上の取締り、犯罪の予防、人の生命、身体及び財産の保護その他公共安全の確保のため」）は、重なるところが多いが、後者の方がより曖昧で行政の裁量が広い。</p> <p>現行条例第14条第2項では、非開示情報であっても「個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるとき」は開示することができるが、明らかな制度の後退である。</p> <p>以前、警察が「テロ捜査」名目で国内に住むイスラム教徒や特定国出身者全員の個人情報を収集していた（国立市も住民情報を警察に提供していた）ことが明らかになった（「公安テロ情報流出事件」裁判）が、「犯罪予防」「公共安全の確保のため」と称して、特定の出身国、宗教、思想の市民の個人情報が目的外利用（外部提供）され、そのことが本人にも事後的にすら知らされず、訂正することもできなくなる恐れがある。</p>	<p>不開示情報として予定していました「行政上の取締り、犯罪の予防、人の生命、身体及び財産の保護その他公共安全の確保のため、開示しないことが必要と認められる情報」について、再度事務対応ガイドを確認し検討したところ、改正法第78条第1項第7号口と内容が重なるため、条例に規定しないこととします。</p> <p>【参考】改正法第78条第1項 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>また、「法令の定めるところにより、明らかに開示することができないとされている情報」についても、個人情報保護委員会の考え方が以下のとおり示されたため、条例に規定しないこととします。</p> <p>【個人情報保護委員会の考え方】 行政機関情報公開法第5条各号は、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、外形的に法令秘等情報に該当することのみをもって条例により不開示情報として定めることは、「行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報」を定めているとは言えず、条例でこのような定めを置くことは許容されません。</p> <p>他の法令の規定により開示することができないとされている情報については、通常法第78条第1項各号のいずれかに該当するものと考えられますが、当該情報が法第78条第1項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があり、個人情報保護法の開示請求に基づき当該情報を開示することと当該他の法令の規定との関係については、当該各法令の規定の趣旨などを踏まえて判断される必要があります。</p>	修正

No.	項目	意見の内容	市の見解・対応	反映等
12	(2) 概要 p.4 立市情報公開及び個人情報保護審議会への諮問等	No.20 国 <個人情報保護審議会の役割を明記> 有識者や住民により構成される個人情報保護審議会が、個人情報保護について行政をチェックする役割は非常に大きなものがあります。審議会の権能は法により制限されるようですが、諮問対象の定義や自発的審議だけでなく、審議会の持つ意義と役割について、条例上に明記すべきです。 ③の(1)(2)の審議会への定期的な報告では、「・国が開発し提供するシステムを除く。・本人が利用規約に同意の上で利用するシステム(Webサイト、アプリ等)を除く」と明記してありますが、報告は柔軟に行えるよう表現を補えないでしょうか。市が導入するのですから、その責任も考慮していただきたいと思います。「国が開発し提供するシステム」については自治体住民が検討したい場合などは審議会も公正な立場で審議していただきたいと思いますので、報告は適宜、柔軟に行ってほしいと思います。また、Webサイト、アプリ等は、本人が利用規約に同意したで済ませるのでなく、リスクも配慮した上で市が導入したことやリスクが現実化した場合に市がどう取り組むかも入れておく必要があると思います。	市の見解・対応 a.審議会の役割について ①の「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」や②の「市の機関の個人情報保護制度の運営に関する重要事項」という規定で審議会の役割は表していますが、より役割を明確にできるよう、①に具体的に諮問をする場合を以下のとおり規定することにします。 (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合 (2) 法第66条第1項(安全管理措置)の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合 b.審議会への定期的な報告について 報告は、③の(1)(2)に該当しない場合であっても、必要に応じて柔軟に行えるよう(4)「(その他)個人情報の取扱いに関する事項であって、市の機関が必要と認めるもの」と規定する予定です。また、(1)(2)の規定については、今後の運用状況等(例:デジタル化の進展に伴う個人情報の安全管理措置の必要性)に応じて、適宜見直しを行っていきたいと考えています。 「本人が利用規約に同意の上で利用するシステム(Webサイト、アプリ等)」についても、本人同意があれば問題はないという認識ではなく、市の機関が、システムの導入前に必要なリスク評価等を行う仕組みについて、情報システム所管部署(情報セキュリティ所管部署)と協議する予定です。改正法第66条に安全管理措置の規定があるため、条例に別途規定をする予定はありませんが、個人情報を保護するための実効的な仕組みを作ることを考えています。	一部 反映
13	(2) 概要 p.4 立市情報公開及び個人情報保護審議会への諮問等	No.20 国 ①②③とも、極めて妥当であり、高く評価したい。		
14	(2) 概要 p.6 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料	(1)行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 行政機関等匿名加工情報に係る提案募集は事務負担が大きく、実施すべきでない。条例に規定しないことを評価する。		

No.	項目	意見の内容	市の見解・対応	反映等
15	(2) 現行条例第39条(苦情の処理等)の項目が新条例案の概要になく、制度が後退している。(苦情の処理等)の項目を盛り込むか、逗子市(の新条例骨子(案))のように、市独自の個人情報救済機関(市個人情報保護委員)をおいてはどうか。	現行条例第39条(苦情の処理等)の項目が新条例案の概要になく、制度が後退している。(苦情の処理等)の項目を盛り込むか、逗子市(の新条例骨子(案))のように、市独自の個人情報救済機関(市個人情報保護委員)をおいてはどうか。	改正法第128条に「行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。」と規定されており、苦情があった場合は、市の機関は適切かつ迅速な処理をすることになります。また、苦情があった場合は、個別の事例により必要に応じて審議会に報告を行う(No.20国立市情報公開及び個人情報保護審議会への諮問等③報告事項(4))予定です。	
16	(3) 2 個人情報法の本人からの直接収集	法では本人収集の原則は規定されていないため、本人収集原則は法と重複しない。可能な限り本人から収集することを責務規定として条例に定めるとともに、本人外収集は審議会に報告して収集が適正か調査・審議できるようにしてほしい。	改正法の施行後は、条例で本人からの直接収集を規定することは許容されないとされています。	
17	その他	パブコメの資料提示の方法について 今回のパブコメを実施したことは、個人情報保護を考えていく上で必要なことと考えます。ただし、条例の素案概要や変更点の箇条書きが提示されても、条文となった時にどのような表現になるのか見通せず、不安を感じます。この意味でも、国立市がこれまで培ってきた個人情報保護の精神・方針・施策の中身が何らかの形で示される事が望ましいと考えます。本来ならば条例文が成文化されてからの再度のパブコメを望みたいところです。 一般市民にとっては、このような表や一覧が理解しやすく、意見も言いやすいだろうことは想像がつきます。しかし、新旧の条例の差異、特にどんな項目が新たな条例ではなくなるのかわからないため、実際にどんな運用上の違いが出てくるのかがわかりません。パブコメ資料は個人情報保護審議会が出た資料の概略版のようですが、どんなところが省略されたのか不明です。条文を比較するためには、現行条例の条文リンクも必要だったと思います。	パブリックコメントにおいて新条例(素案)を条文の形で示すことも検討しましたが、広く意見を募集するという目的の下、分かりやすさと必要な情報の提示のバランスを考慮してパブリックコメントの資料を作成しました。	

No.	項目	意見の内容	市の見解・対応	反映等
18	議会の 関係 (2) 概要 p.5 No.24 付 則:関係条例 の改廃	<p>改正法では議会は、法の規律が適用される「市の機関」から除外され、自律的な対応に委ねることとされている。</p> <p>つまり、議会も対象とする現行条例を廃止し、新条例案から議会に関する従来通りの規定を外した条例案を市長が議会に提案することは、議会の自律的な対応を阻害するものと言わざるを得ない。よって、現行条例を全面改正するにせよ、廃止制定するにせよ、議会に関して従来通りとする規定を入れた「現状維持の原則」を新条例案に採用すべきである。そうすれば、議会に関して従来通りとする議案について修正（つまり変更）するかどうかは、議会の自律的な対応に委ねられることになる。</p> <p>そのため、条文中「市の機関は…」とある部分と別に、「議会は…」もしくは「市の機関及び議会は…」とする条文を入れ込むことが必要になる。</p> <p>特に、「条例（素案）の概要」に記載のない、現行条例第7条（取扱いの制限）、第8条（収集の制限）、第8条の2（特定個人情報の収集等の制限）、第9条（利用及び提供の制限）、第9条の2（特定個人情報の利用の制限）、第9条の3（情報提供等記録の利用の制限）、第9条の4（特定個人情報の提供の制限）、第10条（適正な維持管理）、第12条（電子計算組織の結合等の禁止）、第13条（自己情報の開示請求）、第16条（個人情報の存否に関する情報）、第14条（個人情報の開示義務）、第15条（部分開示等）、第16条（個人情報の存否に関する情報）、第19条（第三者保護に関する手続）、第20条（開示の実施）、第21条（訂正請求）、第23条の2（訂正の提供先への通知）、第24条（削除請求）、第25条（目的外利用等中止請求）、第26条（準用）、第27条（不服申立てに関する手続）第1項については、条文中「実施機関」とあるものを「議会」として、規定してほしい。</p>	<p>上記No.3・4のとおり、今回の法改正により個人情報保護制度の枠組みが抜本的に変更されることから、現行条例は廃止することが適切であると判断します。現行条例の廃止後（＝改正法の施行後）に、議会がどのように個人情報保護を行うか（新しい条例の制定の有無、現行条例の規定（内容）を引き継ぐか等）については、議会が議会の自律的な対応の下、判断することになります。ただし、改正法第5条（地方公共団体の責務）の規定は議会も対象になることに留意する必要があります。</p> <p>今回制定する新条例は市の機関（議会を除く。）が個人情報保護法を施行するための条例として定めるため、改正法の規律が原則として適用されない議会については、新条例の対象となりません。したがって、新条例（法施行条例）の対象として、議会を含めることはできません。</p> <p>【参考】改正法第5条 （地方公共団体の責務） 第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。</p>	
19	議会の 関係 (2) 概要 p.1 No.1 趣 旨	<p>《議会に関する規定を入れる場合》</p> <p>現行条例の第1条「目的」の条文をそのまま活かした上で、「この条例は」の後に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、」の一文を挿入し、「…個人情報の適正な取扱いの確保」の後に「及び法の施行」の一語を挿入し、「実施機関が保有する」を「議会が保有する」としてはどうか。</p> <p>条文としてはこのようになる。</p> <p>「この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、自己の個人情報を管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、高度情報通信社会の進展に対応した個人情報の適正な取扱いの確保及び法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び利用の中止を請求する権利を明らかにすることにより、より公正で信頼される市政の運営に資することを目的とする。」</p>	上記No.18のとおり	

No.	項目	意見の内容	市の見解・対応	反映等
20	議会の 関係 p.1 No.2 定 義 (3) 変更 点 6 死者に 関する情報	<p>《議会に関する規定を入れる場合》</p> <p>「新条例で使用する用語の意義を、法令で使用する用語の例による」とすると、法令の「行政機関」から議会が除かれるため（例えば「保有個人情報」等）、「法令で使用する『行政機関』は『市の機関及び議会』と読み替える」等の文言を入れてはどうか。</p> <p>あるいは、現行条例第2条第1項第2号「個人情報ファイル」の「実施機関」を「市の機関及び議会」とし、第3号「個人番号」～第6号「情報提供等記録」及び第8号「事業者」の定義条文をそのまま残す。</p> <p>第1号「個人情報」については、市の機関と議会で定義を違えると混乱するので、やむを得ず法第2条第1項各号の定義（生存する個人に関する情報、個人識別符号が含まれるもの等）を援用する。</p> <p>第7号「実施機関」を削除し、「市の機関」定義に置き換える。</p> <p>新たに「個人識別符号」を定義し、法第2条第2項の条文をほぼ援用する（「政令で定めるもの」を「政令（議会にあっては議長）が定めるもの」とする）。また、新たに「要配慮個人情報」及び「本人」を定義し、それぞれ同条第3項及び第4項の条文をそのまま援用する。</p>	上記No.18のとおり	
21	議会の 関係 p.1 No.3 市 の機関の責 務	<p>《議会に関する規定を入れる場合》</p> <p>項目及び規定の内容中「市の機関」とあるものを「市の機関及び議会」とし、第一項中「法の目的を達成するため」とあるものを「法の趣旨にのっとり、この条例の目的を達成するため」としてはどうか。</p>	上記No.18のとおり	
22	議会の 関係 p.2 No.7 個 人情報取扱 業務の登録 等	<p>《議会に関する規定を入れる場合》</p> <p>条文の主語を「市の機関及び議会は…」とする必要がある。</p>	上記No.18のとおり	
23	議会の 関係 p.2 No.8 個 人情報ファ イル簿の作 成等	<p>《議会に関する規定を入れる場合》</p> <p>議会については、従来通り、現行条例第11条の「電子計算組織を利用した個人情報ファイルを新たに作成しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない」との条文を残すべきである。</p>	上記No.18のとおり	
24	議会の 関係 p.2 No.9 目 的外利用等 の届出等	<p>《議会に関する規定を入れる場合》</p> <p>議会については、従来通り、現行条例第9条（利用及び提供の制限）の条文（特に第1項）を残してほしい。</p>	上記No.18のとおり	

No.	項目	意見の内容	市の見解・対応	反映等
25	議会の 関係 （2）概要 p.4 No.20 国 立市情報公 開及び個人 情報保護審 議会への諮 問等	《議会に関する規定を入れる場合》 現行条例第29条第1項について「実施機関から」を「議会から」として、条文を残してほしい。 その他、議会については従来通り、審議会に関わる現行条例の条項（第8条、第9条、第11条、第12条、第39条）及び条文を残してほしい。	上記No.18のとおり	
26	議会の 関係 （2）概要 p.5 No.21 運 用状況の公 表等	《議会に関する規定を入れる場合》 第2項に、「議長は、毎年1回、この条例の運用状況の報告を公表するものとする。」との条文を入れてほしい。	上記No.18のとおり	
27	議会の 関係 （3）変更 点 1 センシ ティブ情報 の取扱いの 原則禁止～ 5 個人情 報保護審議 会への諮問	5項目とも改正法では「許容されない」とされているが、議会については改正法のルール適用外であることから、規定を残すべきである。	上記No.18のとおり	

※この資料の「市の見解・対応」は、令和4年9月20日時点のものになります。今後、審議会からの答申等を受け、変更になる可能性があります。